

運営事務局会議 議事内容報告

1. 令和元年度 運営事務局会議開催状況

	開催日	議事
第 1 回運営事務局会議	令和元年 7 月 9 日 (火)	1 相談支援連絡会における班の体制について 2 第 1 回区自立支援協議会の報告について 3 検討・要望事項の整理について
第 2 回運営事務局会議	令和元年 9 月 1 0 日 (火)	1 第 2 回区自立支援協議会の報告について 2 相談支援連絡会の報告について
第 3 回運営事務局会議	令和元年 12 月 1 0 日 (火)	1 今後の地域生活支援拠点等事業について 2 第 3 回区自立支援協議会の報告について 3 相談支援連絡会の報告について 4 区自立支援協議会の報告内容に関する協議
第 4 回運営事務局会議	令和 2 年 3 月 4 日 (水)	1 来年度の地域生活支援拠点等事業整備の検討について 2 第 4 回区自立支援協議会の報告について 3 相談支援連絡会の報告について 4 区自立支援協議会の報告内容に関する協議

2. 令和元年度 運営事務局会議委員名簿(第 1 回～第 4 回)

敬称略

No	所属	氏名	所管区	備考
1	(福)いぶきサポート協会 きぼう福祉園	広岡 優次	東	会長
2	(福)新潟みずほ福祉会 本部	海老 郁夫	西	副会長
3	障がい者基幹相談支援センター東	今田 靖久	北	
4	障がい者基幹相談支援センター中央	川本 眞貴子	中央	
5	障がい者基幹相談支援センター秋葉	杉山 貴則	江南	
6	障がい者基幹相談支援センター西	竹田 一光	西	相談支援連絡会
7	中央区役所健康福祉課障がい福祉係 主査	如澤 栄輝	中央	
8	秋葉区役所健康福祉課障がい福祉係 主事	栢森 彩芽	秋葉	
9	南区役所健康福祉課障がい福祉係 主査	白倉 実	南	
10	西蒲区役所健康福祉課障がい福祉係 係長	長澤 宏実	西蒲	
	障がい福祉課給付係 係長	星野 貴宏		事務局
	障がい福祉課指定係 係長	杉本 浩		〃
	障がい福祉課給付係 主事	遠藤 梨紗		〃

3. 昨年度までの検討課題

No	検討課題	検討状況等
(1)	<p>夕方支援について (北区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 在学中の放課後等デイサービスは18時頃まで利用できたが、卒業後の通所施設は15時～16時に終了するため、本人の生活リズムが乱れ、家族がフルタイムの仕事を辞めなければならない可能性も。移動支援、短期入所、日中一時支援などを利用することもあるが、空きがない場合もある。これを踏まえ、生活介護事業所の朝夕のサービス提供に応じた加算創設、就労系サービス事業所の延長支援加算の創設等に関する要望。 (H29.10.5 運営事務局会議)</p>	<p>状況：終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夕方支援の必要な利用者の状況について確認・検討（第1回運営事務局会議） ・県内各圏域、大都市の状況、延長支援加算の現状について確認（第2回運営事務局会議） ・市内の状況について情報共有（第3回運営事務局会議） ・必要となる支援の内容については、個別の状況に応じた適切なサービスの組み合わせ等が必要であることから、サービス担当者会議等を活用し個別に対応を進める。生活介護の延長支援加算の拡充について、大都市会議等を通じた国への要望を継続していく。（第4回運営事務局会議）
(2)	<p>入所待機者の解消について (北区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 施設入所支援の待機者が減らないため、入所を希望してもなかなか入所できない現状がある。また、入所順が回っても断るケースが後を絶たない。入所調整会議を市で担当するのはどうか。 (H30.8.28 運営事務局会議)</p>	<p>状況：地域移行・定着班で検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設入所待機者の現状把握を行ったが、介護者の状況や負担感は変化するため真の待機者の把握は難しいことがわかった。今後、実態調査実施に向けた検討を行う。 ・障がい者支援施設から介護保険施設への移行について、介護保険施設の見学を行うとともに、移行前後における本人負担額の変化をまとめ、大きな負担増にはならないことを確認した。介護保険適用除外施設から介護保険サービスにスムーズにつなげるためには、介護保険制度との連携が必要。

<p>(3)</p>	<p>虐待対応マニュアルの課題整理と改善について① (東区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 養護者による虐待の場合、本人支援に加えて養護者支援を必要とする場合が多い。虐待の判断と支援を同職員(同機関)が行うのは、信頼関係を築く上で困難であることから、養護者虐待の受付等は障がい福祉課、支援の方向性を定めて実施するのは区役所と明確に分けたほうが良い。 (H31.3.6 運営事務局会議)</p>	<p>状況：終了</p> <p>・養護者虐待の受付等を身近な行政である区役所障がい福祉係(区障がい者虐待防止センター)において一定の対応ができるよう、フロー、マニュアルの改訂を図り周知した。今後は誰が担当になっても法律に即した対応ができるようマニュアルのファイル化等の整備をさらに進める。</p>
<p>(4)</p>	<p>虐待対応マニュアルの課題整理と改善について② (東区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 緊急性が高いと判断し、保護・分離など積極的な介入をすべきと判断した場合、「契約による障がい福祉サービスの利用」、「やむを得ない措置」「独自に確保する居室における一時保護」の選択肢があるが、被虐待者に暴力等の問題行動がみられたり、被虐待者の判断力が低く契約者になりがたい場合に、契約による障がい福祉サービスの利用は困難である。また、「やむを得ない措置」及び「独自に確保する居室における一時保護」も活用しにくい状況であるから、実際に活用できる仕組みの整備を要望する。 (H31.3.6 運営事務局会議)</p>	<p>状況：終了</p> <p>・(3)と同様</p>

4. 今年度の検討課題

No	検討課題	検討状況等
(1)	<p>重度化、高齢化を見据えた居住機能について (西区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 看取り体制ができる障がい福祉サービスなど、住み慣れた地域で重度化、高齢化を見据えた居住機能を検討してほしい。 (R1.9.10 運営事務局会議)</p>	<p>状況：地域生活支援拠点班(仮称)※で検討</p> <p>・介護保険サービスとの連携等を含め、住み慣れた地域で安心して生活を継続できる地域づくりについて検討する予定。</p>
(2)	<p>教育と福祉の連携体制について (西区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 早期からの支援がないため、大人になってから困難・触法ケースとなることが多い。早期発見し、対応できるための教育と福祉の連携体制の構築が必要である。 (R1.9.10 運営事務局会議)</p>	<p>状況：終了</p> <p>・平成 25 年度から発達支援コーディネーター養成研修を実施し、市内の幼稚園・保育園への配置を進めている。(こども家庭課所管)</p> <p>・新潟市立児童発達支援センターによる巡回支援も継続して実施。また、令和 2 年 1 月から保育所等訪問支援も実施し、早期発見・早期療育についての支援体制を充実させていく。(こども家庭課所管)</p> <p>・療育等支援班では今年度、関係機関等を対象に説明を行う際の資料を作成。啓発や制度説明に活用し、学校等との一層の連携を図っていく。</p> <p>・各区自立支援協議会でもがく・ふく連携を図っていく。</p>

<p>(3)</p>	<p>セルフネグレクトについて (北区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 虐待事案に相当するような命が脅かされるものや不適切なケースへの対応マニュアルの整備が必要である。 (R1.12.10 運営事務局会議)</p>	<p>状況：権利擁護班で検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セルフアドボカシー支援の啓発を引き続き実施する。 ・マニュアル整備について継続して検討を行う。
<p>(4)</p>	<p>支援に特段の困難をかかえるケースの受け入れ先について(入所待機している強度行動障がい者のサービス利用について) (西区自立支援協議会より)</p> <p><課題の概要> 支援困難なケースに対応できる事業所が限られており、特定の事業所に集中する傾向にある。 (R2.3.4 運営事務局会議)</p>	<p>状況：地域生活支援拠点班(仮称)※で検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点班(仮称)で検討予定

※令和2年度より、「緊急相談班」を「地域生活支援拠点班（仮称）」に名称変更の予定。